

河北・在宅ケア専門医研修プログラム

THE KAWAKITA CENTRE OF FAMILY MEDICINE

日本在宅医学会認定 在宅医療専門医研修プログラム



認定研修施設

以下の条件を満たした研修施設を在宅医療専門医研修プログラム認定施設として認定しています。

(1) 在宅医療を指導できる指導医が常勤する施設である。常勤とは、指導医あるいは研修者が週4日以上勤務する施設とする。

(2) 研修者を常勤（週4日以上）で、一年以上雇用できる施設する。また、期間中、週4単位（半日を1単位として）以上の訪問診療の実務を経験させることができる。



※在宅医療専門医※

日本在宅医学会では、2009年から在宅医療専門医育成のための研修プログラムをスタートしました。

質の高い在宅医を育成

超高齢社会の到来に伴い、在宅医療のニーズが急増しています。在宅医療の内容は多岐にわたり、近年非常に高度化しているため、在宅医療の実践は医師にとってもチャレンジングな課題となってきました。このような中で、在宅医療のニーズに応えられる質の高い在宅医を育成する本格的な研修プログラムの創設が必要とされています。

2009年から日本在宅医学会では在宅医療専門医育成のための研修プログラムをスタートしました。この研修プログラムは、在宅医療専門医を目指す医師が、1年（あるいはそれ以上）の期間、学会が認定した在宅

医療研修プログラムをもつ在宅研修医療機関で研修を行い、在宅医療専門医を取得する制度です。

河北総合病院 河北家庭医学センターでは、財団がもつ豊かな在宅医療の経験と実績を基盤にし、質の高い研修プログラムを運営しています。



在宅医療専門医試験

2010年度に第1回目の専門医試験が実施される予定です。以下の条件を満たし、認定研修プログラムを修了したものに受験資格を与えられます。

- 学会が認定した在宅医療研修プログラムを修了していること。
- 在宅医療研修プログラム終了時に医師として5年の経験があること。
- 半年間以上の内科での研修を修了していること。
- 緩和ケア研修（3か月相当）を修了していること。